

第3次 竹田市健康づくり計画策定業務委託 仕様書

1. 委託業務名

第3次竹田市健康づくり計画策定業務
(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策推進計画)

2. 業務目的

本業務は、健康増進法第8条第2項に基づき、本市の健康増進計画が令和4年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価及び令和5年度から令和9年度の次期5か年計画を策定する。

なお、総合的な健康づくりの指針とするため、食育基本法に基づく「食育推進計画」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策推進計画」と一体的に策定する。

「第3次竹田市健康づくり計画」は健康情報の収集や現状分析、調査票の結果分析、重点目標等の検討等を実施して策定する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月22日まで

4. 業務委託内容

(1) 市民アンケート調査の実施

- ①サンプル数 1,000名程度
- ②調査票の設計、印刷、発送用及び回収用封筒の作成
- ③委託者（以下「甲」とする。）は対象者の抽出、受託者（以下「乙」とする。）は宛名シールの作成、封入、宛名シール貼り、発送及び回収作業を行う。（回収率：郵送40%、L o G o フォーム10%程度を想定。調査票の発送費・返送費は「乙」が負担する）
- ④回収した調査票の入力
- ⑤調査票のデータ化、集計、分析
- ⑥調査結果に基づく基本指標の設定
- ⑦集計及び分析した調査結果の報告書 1部及びデータ（Word 又は Excel）

(2) ヒアリング調査の実施

各種関係団体及び関係各課に対し、ヒアリングシートを作成し、取り組み状況や現在の課題、今後の事業展開等について回答していただき健康づくりに関する事業を整理する。

なお、調査対象については、下記対象が想定されるが、その他の対象については「甲」「乙」協議の上、決定する。

- ①関係団体へのヒアリング（20カ所程度）
- ②関係各課へのヒアリング（10カ所程度）
- （3）現状把握による分析
 - 「甲」が提供する資料（統計資料、行政資料等）や社会情勢、環境の変化を示す各種資料等から市民の健康等に関する現状を把握し、分析を行う。
 - ①計画策定に必要なデータ・資料などの収集・比較・分析・整理
 - ②国や県計画、上位計画、関連計画との整合性及び連携の確認
 - ③現行計画や既存施策の進捗（目標達成度等）の把握及び市民意識の変化や行動変容への反映評価等の検証
- （4）課題抽出、施策の検討
 - 上記の分析結果を取りまとめ、本市の保健、歯科、食育並びに心の健康に関する課題を抽出し、市民のライフスタイルに応じた具体的な施策や数値目標等の検討を行う。
- （5）会議開催等への支援
 - 「甲」が計画策定のために開催する会議に同席し、専門的見地から会議を円滑に進めるための助言を行うとともに、会議資料の作成、会議結果の取りまとめを行う。
 - ① 対象会議：健康づくり推進協議会、庁内会議
 - ②開催回数：健康づくり推進協議会3回、庁内会議3回程度
 - ※資料は会議開催前の概ね10日前に提出すること。
- （6）計画策定に係る支援
 - ①計画構成の検討（骨子、基本理念・方針（案）の検討、施策体系の整理）
 - ②計画素案の作成
 - ③パブリックコメントの実施支援
 - ④最終素案の作成（補正、修正等）
 - ⑤成果志向に基づく数値目標の設定
 - ⑥計画推進体制の構築
- （7）計画書及び概要版の版下の作成
 - ①原案の作成
 - ②レイアウト、デザインに配慮した見やすい冊子とすること
- （8）計画書・概要版の作成及び印刷・納品
 - ① 計画書：A4版、100頁程度、4色刷り、200部
 - ② 概要版：A4版、8頁程度、4色刷り、1,000部
 - ③ 校正：2回以上
 - ④ 納品：上記①②の他、データ（PDF）

(9) 打合わせ等

本業務遂行に当たり「甲」と協議を重ね、地域実情に見合ったきめ細やかな健康社会にふさわしい幅広い分野の政策であるため総合的・計画的な視点を備えた担当者を配置し、打合わせ等には臨機応変に対応する体制を整え「甲」の意向を十分に加味した計画策定を行わなければならない。

5. 委託契約の条件

- (1) 委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- (2) 業務に関しては、「甲」の独自性を考慮し、特色ある計画となるよう配慮するとともに、「甲」と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため一名以上の専門的職員（研究員等）及び一名以上の事務職員を配置するものとする。
- (3) 業務に関する「甲」との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じて行うこととし、「甲」の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (4) 「乙」は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録されており、業務遂行に当たり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果は全て「甲」に帰属するものとし業務終了後もみだりに公表してはいけない。
- (5) 業務遂行に必要な資料等の収集は、「甲」「乙」が協力し行うものとする。
- (6) 成果品の作成については、「甲」と協議のうえ実施するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事柄については、「甲」と「乙」の協議のうえ、「甲」の指示に従うものとする。